

## 名駅南地区まちづくり協議会規約に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、名駅南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ適正な運営・活動に資するため、名駅南地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第11条第4項第3号の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (反社会的勢力の排除)

第2条 協議会の会員は、その代表者、役員又は経営・事業に実質的な影響を有する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）及び次のイからニのいずれかに該当する者（以下反社会的勢力とあわせて「反社会的勢力等」という。）でないものとする。

- イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を計る目的若しくは第三者に損害を加える目的を持って反社会的勢力を利用する者
- ロ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力している者
- ハ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ニ 反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用している者

### (正会員の資格要件)

第3条 規約第6条に定める正会員の資格要件の詳細は、次のとおりとする。

- イ 地区内に土地若しくは建物の所有権又は借地権を有する法人
- ロ 地区内の建物に賃借権を有する法人
- ハ イの要件を満たす法人の会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号又は第3号に定める親会社又は子会社

### (入会の要件等)

第4条 幹事会は、入会申込者が次のイからハまでのいずれかに該当するか、あるいは、そのおそれがある者であると認められた場合、入会を認めないものとする。

- イ 第2条に定める反社会的勢力等
- ロ 公序良俗に反する行為を行う者
- ハ 協議会の円滑な運営及び活動を妨げる者

### (除名)

第5条 幹事会は、会員が前条のイ又はロに該当するか、あるいは、そのおそれがある者

であると認められた場合、催告によらないでその会員を除名するものとする。

- 2 幹事会は、会員が次のイ又はロに該当すると認められたときは、その会員を除名することができる。
  - イ 協議会の社会的信用を毀損し、又は協議会の円滑かつ適正な運営及び活動を妨げる行為があったとき。
  - ロ 規約に違反し、又は全体会において決議された事項を故意に遵守せず、又は、これに違背する行為があったとき。
- 3 前2項により会員を除名した場合、当該会員から既に納入された会費は返還しないものとする。

(収支予算の執行等)

- 第6条 幹事会は、収支予算の範囲内で協議会の運営に必要となる支出又は収入を伴う契約を協議会会長の名をもって締結することができるものとする。
- 2 幹事会は、支出予算の項目毎の予算額を変更する必要がある場合は、予算総額の範囲内で、項目毎の額を変更できるものとする。

(後援等名義使用の許可)

- 第7条 行政庁、民間団体、民間企業等が主催する行事について、主催者から後援、協賛、共催等の名義の使用の依頼があったときは、幹事会が、その行事の趣旨が当地区のまちづくりに資するものであると認めた場合、使用を許可するものとする。ただし、次のイ又はロに該当すると認められたときは、その使用を認めないものとする。
- イ 行事が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
  - ロ 行事が私的な利益のみを目的としているとき。

附 則

本細則は、平成28年12月1日から施行する。